平成２８年（フ）第５１１号
埼玉県蕨市北町５丁目８番６号　トーシンハイツ蕨402号
債務者　中山　浩美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１５６号
神戸市須磨区千守町１丁目３番47号
破産者　田川　京子
1　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
2　一般調査期日　平成28年７月13日午後１時30分
平成28年６月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５９号
札幌市東区北32条東12―２―13　エスティ32―701号室、住民票上の住所札幌市北区拓北３条４丁目５番１号
破産者　横山　雄司
1　破産債権の届出期間　平成28年７月14日まで
2　一般調査期日　平成28年７月28日午前11時30分
平成28年６月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
長野県佐久市塩名田1310番地２
破産者　柳澤　哲也
1　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月７日午後３時
平成28年６月15日　長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第６３７号
横浜市保土ケ谷区仏向町1292番地
破産者　有限会社アウトリメッサ
1　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月27日午前10時50分
平成28年６月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
愛知県清須市阿原八幡13番地１　ステラ・メゾン203、開始決定時の住所岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目49番地　ハイツマツバラ２階203号室
破産者　郷原　英樹
1　破産債権の届出期間　平成28年７月20日まで
2　一般調査期日　平成28年10月11日午前10時10分
平成28年６月15日　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５３７７号
大阪市平野区加美北１丁目16番11号　サンハイム林301
破産者　林田幸一こと　金　　拳根
1　破産債権の届出期間　平成28年７月22日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後２時
平成28年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕789番地の１
破産者　大淀不動産センターこと　藤田　　稔
1　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午後２時
平成28年６月16日　奈良地方裁判所五條支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９７０号
東京都墨田区本所１丁目35―10―701
破産者　山田　浩三
免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
平成28年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０４０号
東京都千代田区神田錦町３丁目14番地
清算株式会社　株式会社ローヤルウェブ
代表清算人　松浦　　豊
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２２号
札幌市中央区北４条西７丁目１番５
清算株式会社　北海道バイオエタノール株式会社
代表清算人　飛田　稔章
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第１００３号
仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19京急プラザ611
清算株式会社　株式会社ＫＳＪ
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２８年（再）第１号
新潟県小千谷市大字ひ生丙681番地
再生債務者　株式会社ＣＨ高野
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟県長岡市殿町３丁目２番地７　小村法律事務所　弁護士　小村　　隆
平成28年６月14日　新潟地方裁判所長岡支部

平成２８年（再）第１号
岡山県玉野市滝1640番地の１
再生債務者　玉野レクリエーション総合開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岡山市北区蕃山町３―７　両備蕃山町ビル４階　大林・松井法律事務所　弁護士　松井　健二
平成28年６月14日
岡山地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
群馬県高崎市菅谷町77番地106
再生債務者　株式会社ぐんま厚生会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年６月15日　前橋地方裁判所高崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第５８号
埼玉県川口市並木元町４番23号
再生債務者　出戸　　大
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月19日から平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第６２号
さいたま市緑区東浦和１丁目５番地８　ロイヤルヒルズ池田308
再生債務者　厚美　裕信
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月19日から平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７０号
埼玉県白岡市新白岡３丁目41番地　ルネ・グランガーデン715
再生債務者　米倉　省吾
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月19日から平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７５号
埼玉県上尾市大字中新井458番地70
再生債務者　浅野亜由子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月19日から平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部